

## 国立大学法人鳴門教育大学特定年俸制適用教員給与規程

令和 2 年 2 月 1 2 日

規程第 3 号

改正 令和 4 年 1 2 月 1 日規程第 7 0 号

令和 5 年 1 2 月 1 日規程第 3 4 号

令和 7 年 1 月 3 1 日規程第 4 号

令和 7 年 3 月 2 7 日規程第 2 8 号

令和 8 年 1 月 3 0 日規程第 3 号

### (目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学職員就業規則（平成 1 6 年規則第 2 3 号。以下「就業規則」という。）第 3 3 条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学に勤務する年俸制の適用を受ける教員（国立大学法人鳴門教育大学年俸制適用職員給与規程（平成 2 1 年規程第 7 7 号。以下「年俸制適用職員給与規程」という。）の適用を受ける者を除く。以下「特定年俸制適用教員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (適用者)

第 2 条 特定年俸制適用教員は令和 2 年 4 月 1 日以降に採用された教授、准教授、講師又は助教とする。

### (給与の支払)

第 3 条 特定年俸制適用教員の給与は、その全額を通貨で、直接教員に支払うものとする。ただし、法令又は規定に基づき教員の給与から控除すべき金額がある場合には、その教員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 教員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

### (給与の種類)

第 4 条 特定年俸制適用教員の給与は、年俸及び諸手当とする。

2 年俸は基本給及び業績給とする。

3 諸手当は、第 1 4 条に規定する諸手当とする。

### (給与の支給日)

第 5 条 基本給（その 1 2 分の 1 の額を「本給月額」という。）、扶養手当、役職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、本給の調整額、初任給調整手当、及び安全衛生管理手当は、その月の月額的全額を毎月 1 7 日に、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月 1 7 日に支給する。ただし、支給日（この項において、毎月 1 7 日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは、支給日の翌日に支給する。

2 業績給は、6 月 3 0 日及び 1 2 月 1 0 日に支給する。ただし、支給日（この項におい

て、6月30日及び12月10日を「支給日」という。)が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

3 通勤手当は、別に定める日に支給する。

(日割計算等)

第6条 新たに特定年俸制適用教員となった者には、その日から本給月額を支給する。本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給月額を支給する。

2 特定年俸制適用教員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの本給月額を支給する。

3 特定年俸制適用教員が死亡により退職した場合には、その月までの本給月額を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により本給月額を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年規程第18号。以下「勤務時間等規程」という。)第12条及び第13条の規定に基づく週休日日数と同規程第14条及び第15条の規定に基づく休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当及び広域異動手当の支給について準用する。

(給与の即時払)

第7条 特定年俸制適用教員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第5条の規定にかかわらず、速やかに給与を支払うものとする。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

(1) 退職し、又は解雇されたとき。

(2) 本人が死亡したとき

(給与の非常時払)

第8条 特定年俸制適用教員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があったときは、第5条の規定にかかわらず、当該請求があった日までの給与を速やかに支払うものとする。

(1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用に充てるとき。

(2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用に充てるとき。

(3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用に充てるとき。

(4) その他学長が特に必要と認めたとき。

(勤務1時間あたりの給与額の算出)

第9条 第14条に規定する諸手当のうち超過勤務手当及び休日給を支給する場合並びに第16条から第18条までの規定を適用する場合の勤務1時間当たりの給与額の算出については、国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程(平成16年規程第14号。以下「給与規程」という。)第21条の規定を準用する。

(端数計算)

第10条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額

に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(基本給)

第12条 基本給の計算期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 年度途中に新たに特定年俸制適用教員となった場合は、本給月額に年俸制適用日から3月31日までの月数を乗じた額を当該年度の基本給とする。
- 3 基本給は、別表第1に定める級号給とする。
- 4 新たに特定年俸制適用教員となる者の基本給は、学歴、業績、経歴等を勘案し決定する。
- 5 前2項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合は、別表第1に定める級号給以外の額に基本給を決定することができる。
- 6 前3項の規定により決定した特定年俸制適用教員の基本給は、3年ごとに、第1号の表に基づき当該教員の直近3年間の業績評価における評価結果を点数化し、第2号の表に定める範囲内で、1月1日に号給を改定することができる。ただし、テニュアトラック制度適用期間中は基本給の改定を行わないこととし、テニュア審査を経て、任期の定めのない教員としての身分を得た後に、前3項の規定により基本給を再決定する。

(1) 業績評価における評価区分と点数

評価区分	点数
SS	3
S	2
A	1
B	0
C	-1

(2) 過去3年間の合計点数と改定する号給

合計点数	改定する号俸	
	55歳未満	55歳以上
8～9	6以下	2以下
6～7	5以下	1以下
4～5	4以下	なし
0～3	3	
-3～-1	なし	

- 7 特定年俸制適用教員が昇任した場合の基本給は、当該教員の職種のほか、その教員の業績等を総合的に勘案し決定する。
- 8 別表第1は、給与規程の改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定す

ることがある。

(業績給)

第13条 業績給は、次の各号を合計した額とする。

(1) 期末手当相当額

(2) 勤勉手当相当額

2 業績給の計算期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、年度途中で特定年俸制適用教員となった者の計算期間の始期は、特定年俸制適用教員となった日とする。

4 期末手当相当額の算出は給与規程第29条の規定を、勤勉手当相当額の算出は給与規程第30条の規定を準用する。この場合において、期末手当相当額及び勤勉手当相当額における「役職段階別加算額」は、職名に応じて別表第2に定める加算割合を乗じて得た額とし、勤勉手当相当額における「勤務成績に応じて別に定める割合」は、当該教員の直近の業績評価に基づき決定される成績区分に応じた別表第3に定める成績率とする。

5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に別表第3を適用する場合の成績区分は、採用、昇任又は特定年俸制適用教員となった日以前の業績等を総合的に勘案して決定するものとする。

(1) 新たに特定年俸制適用教員として採用された者

(2) 特定年俸制適用教員としての在職期間中に昇任した者

(3) その他学長が定める者で特定年俸制適用教員となった者

(諸手当)

第14条 諸手当は、扶養手当、役職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、本給の調整額、初任給調整手当、安全衛生管理手当とし、給与規程第12条から第20条まで、第22条から第25条まで、及び第28条の規定を準用する。

(休職者の給与)

第15条 特定年俸制適用教員が、就業規則第17条の規定により休職されたときの給与は、給与規程第31条の規定を準用する。

(育児休業等の給与)

第16条 特定年俸制適用教員が、就業規則第44条の規定により育児休業等をするとき及び国立大学法人鳴門教育大学職員の育児休業等に関する規程（平成16年規程第19号）第14条の規定により育児短時間勤務をするときの給与は、給与規程第32条の規定を準用する。

(介護休業等の給与)

第17条 特定年俸制適用教員が、就業規則第45条の規定により介護休業等をするときの給与は、給与規程第33条の規定を準用する。

(給与の減額)

第18条 特定年俸制適用教員が勤務しないときは、給与規程第34条の規定により給与を減額して支給する。

(他の給与規程適用教員への移行)

第19条 特定年俸制適用教員は、給与規程に定める教育職本給表（一）の適用を受ける者及び年俸制適用職員給与規程の適用を受ける職員となることはできない。ただし、学長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

（その他）

第20条 この規程に定めるもののほか、特定年俸制適用教員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人鳴門教育大学年俸制適用教員給与規程（平成30年規程第11号）は、施行日をもって廃止する。

附 則

この規程は、令和4年12月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの規程の適用を受ける者について、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年12月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの規程の適用を受ける者について、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年1月31日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの規程の適用を受ける者について、令和6年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日（以下「切替日」という。）から施行する。
- 2 切替日における号給は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給に応じて、別に定める号給とする。

附 則

この規程は、令和8年1月30日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの規程の適用を受ける者について、令和7年4月1日から適用する。